

学習用端末 貸出申請書

令和4年 月 日

受付番号

生徒氏名

保護者氏名

下記に該当しますので、必要書類を添えて、学習用端末等の貸出を申請します。

記

1 申請する機器（希望するいずれかの□にチェックしてください。）

学習用端末一式（学習用端末及び付属品）

学習用端末一式（学習用端末及び付属品）及びモバイルルーター

（留意事項）

*モバイルルーターは、自宅にWi-Fi環境がない場合、端末の通信利用に使用するものです。

機器に挿入するSIMカードは各自で購入いただく必要があります。

（学校内で端末を使用する際は、モバイルルーターは必要ありません。）

*モバイルルーターのみの貸出はありません。

2 貸出対象者の要件確認（該当するいずれかの□にチェックしてください。）

①令和3年度（令和2年分）の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税です。

②令和3年度は道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が課税対象ですが、家計急変により非課税に相当します。

3 貸出対象外でないことの確認（該当する場合□にチェックしてください。）

生活保護（生業扶助）受給世帯（受給予定（手続き中）を含む。）ではありません。

*生活保護（生業扶助）受給世帯の場合、貸出の対象外となります。

申請に必要な添付書類は（裏面）を確認してください。

端末の貸出申請に必要な添付書類

① 令和3年度（令和2年分）の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の場合

- ・令和3年度（令和2年分）の課税証明書の写し（親権者全員分）

※原本は、3月18日（金）にお渡しする「高等学校等就学支援金」関係書類の提出時（4月8日（金））に御提出ください。

② 令和3年度は道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が課税対象であるが、その後の家計急変により非課税に相当する場合

- ・令和3年分の給与所得の源泉徴収票（年末調整済み）又は確定申告書の写し（親権者全員分）

上記によらず、家計急変の御事情がある場合は、本校事務室(担当：門脇) (0774-23-5030) まで御連絡ください。

※書類は4月8日（金）に御提出ください。審査により貸出の対象と認められない場合は、学習用端末の購入手続きをよろしく申し上げます（申請書類は返却いたします）。